

清水町新型コロナウイルス感染症対策貸付資金利子補給基金事業について

清水町では、国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用するため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定による基金を設置したことから、国が定める運営要領に基づき、その内容について以下のとおり公表します。

1 基金の名称

清水町新型コロナウイルス感染症対策貸付資金利子補給基金
(令和 3 年 3 月 23 日設置)

2 基金積立の額

18,284,000 円

※ うち、国費相当額 18,284,000 円 (積立額全額)

(内訳) 令和 2 年度 : 16,984,000 円、令和 3 年度 : 1,300,000 円

3 令和 3 年度末基金残高

7,114,241 円

(参考)

令和 2 年度末(令和 3 年 3 月 31 日)残高 : 12,984,000 円

令和 3 年年度積立額 : 1,300,000 円

令和 3 年度運用収入額 : 241 円

令和 3 年度取崩額 : 7,170,000 円

4 基金事業等の概要

静岡県経済変動対策貸付資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)の融資を受けた中小企業者に対して、町が交付する利子補給金の財源に充てるため、本基金を設置しました。

令和 2 年度及び令和 3 年度に、国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を積み立てるとともに、令和 5 年度までに取崩しを行い、利子補給事業を実施します。

なお、基金の運用から生ずる収益は、清水町一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入します。

5 基金事業等を終了する時期

令和 6 年 3 月 31 日

(同日、基金に残額があるときは、その残額を国へ返還します。)